

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第90号

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第2条、第4条関係）			別表第1（第2条、第4条関係）		
区分		報酬又は給料の額	区分		報酬又は給料の額
知事		月額 <u>1,178,000円</u>	知事		月額 <u>1,200,000円</u>
副知事		月額 <u>879,000円</u>	副知事		月額 <u>895,000円</u>
教育委員会 の委員	委員長	月額 <u>187,000円</u>	教育委員会 の委員	委員長	月額 <u>190,000円</u>
	委員（教育長 である者を除 く。）	月額 <u>152,000円</u>		委員（教育長 である者を除 く。）	月額 <u>155,000円</u>
選挙管理委 員会の委員	委員長	日額 <u>25,300円</u>	選挙管理委 員会の委員	委員長	日額 <u>25,800円</u>
	委員	日額 <u>21,500円</u>		委員	日額 <u>21,900円</u>
監査委員	常勤の監査委員	月額 <u>535,000円</u> を超えない範囲内において知事が定める額	監査委員	常勤の監査委員	月額 <u>545,000円</u> を超えない範囲内において知事が定める額
	非常勤の監査委員	月額 <u>86,000円</u>		非常勤の監査委員	月額 <u>88,000円</u>
	議会の議員のうちから選任された監査委員 識見を有する者のうちから選任された監査委員	月額 <u>223,000円</u>		議会の議員のうちから選任された監査委員 識見を有する者のうちから選任された監査委員	月額 <u>227,000円</u>
人事委員会 の委員	委員長	月額 <u>187,000円</u>	人事委員会 の委員	委員長	月額 <u>190,000円</u>
	委員	月額 <u>152,000円</u>		委員	月額 <u>155,000円</u>
労働委員会 の委員	会長	月額 <u>187,000円</u>	労働委員会 の委員	会長	月額 <u>190,000円</u>
	公益委員	月額 <u>152,000円</u>		公益委員	月額 <u>155,000円</u>
	使用者委員及び労働者委員	月額 <u>132,000円</u>		使用者委員及び労働者委員	月額 <u>134,000円</u>
収用委員会	会長	日額 <u>25,300円</u>	収用委員会	会長	日額 <u>25,800円</u>

の委員	委員	日額 <u>21,500円</u>	の委員	委員	日額 <u>21,900円</u>
海区漁業調	会長	日額 <u>16,600円</u>	海区漁業調	会長	日額 <u>16,900円</u>
整委員会の	委員	日額 <u>14,600円</u>	整委員会の	委員	日額 <u>14,900円</u>
委員			委員		
内水面漁場	会長	日額 <u>16,600円</u>	内水面漁場	会長	日額 <u>16,900円</u>
管理委員会	委員	日額 <u>14,600円</u>	管理委員会	委員	日額 <u>14,900円</u>
の委員			の委員		
公安委員会	委員長	月額 <u>187,000円</u>	公安委員会	委員長	月額 <u>190,000円</u>
の委員	委員	月額 <u>152,000円</u>	の委員	委員	月額 <u>155,000円</u>
専門委員		日額 <u>14,600円以内</u>	専門委員		日額 <u>14,900円以内</u>
附属機関（鳥取県男女共同		日額 <u>9,900円以内</u>	附属機関（鳥取県男女共同		日額 <u>10,100円以内</u>
参画推進員を除く。）の委			参画推進員を除く。）の委		
員その他の構成員			員その他の構成員		
鳥取県男女共同参画推進員		日額 <u>14,600円</u>	鳥取県男女共同参画推進員		日額 <u>14,900円</u>
略			略		

（教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第2条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和34年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（給与） 第2条 略 2 教育長の給料の額は、月額 <u>72万2,000円</u> を超えない範囲内において教育委員会が知事と協議して定める。 3・4 略	（給与） 第2条 略 2 教育長の給料の額は、月額 <u>73万5,000円</u> を超えない範囲内において教育委員会が知事と協議して定める。 3・4 略

（土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例の一部改正）

第3条 土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例（昭和38年鳥取県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（手当の額） 第4条 略 2 参考人の手当の額は、1日につき <u>9,900円</u> とする。	（手当の額） 第4条 略 2 参考人の手当の額は、1日につき <u>10,100円</u> とする。

附 則

この条例は、平成25年1月1日から施行する。